

『いちばんやさしい建築基準法 改訂2版』（2022年1月25日第3刷）正誤表

2023年9月13日現在

下記の誤りがございました。ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。
お手数をおかけいたしますが、お手許の書籍を訂正してください。

訂正箇所	誤	正
63ページ 本文 後ろから4行目	12種類の用途地域の中で～	13種類の用途地域の中で～
64ページ 本文 後ろから3行目	12種類の用途地域で～	13種類の用途地域～
65ページ もっと知りたいQ&A	Q12種類の用途地域のどこにでも建築できるものはある？	Q13種類の用途地域のどこにでも建築できるものはある？
66ページ 本文 2行目	～または、 建築 面積100㎡超の	～または、 延べ 面積100㎡超の

『いちばんやさしい建築基準法 改訂2版』（2021年1月25日第2刷）正誤表

訂正箇所	誤	正
157ページ 本文 後ろから1行目	～扉を設けたもの。(1436-4- ハ -1)	～扉を設けたもの。(1436-4- ニ -1)
158ページ 本文 3行目	～たもの。(1436-4- ハ -2)	～たもの。(1436-4- ニ -2)
158ページ 本文 7行目	～材としたもの。(1436-4- ハ -3)	～材としたもの。(1436-4- ニ -3)
158ページ 本文 10行目	～材としたもの。(1436-4- ハ -4)	～材としたもの。(1436-4- ニ -4)
157ページ 本文 後ろから8行目	～もの。(1436-4- ニ)	～もの。(1436-4- ホ)
157ページ 本文 後ろから4行目	～(1436-4- ロ)	～(1436-4- ハ)
218ページ ■建築確認申請とは申請が必要なものは6つ	●用途・規模による分類 ①特殊建築物で延べ面積が 100㎡ を超えるもの。(法6条1項1号)	●用途・規模による分類 ①特殊建築物で延べ面積が 200㎡ を超えるもの。(法6条1項1号)
219ページ 下図 ●確認申請が必要な建築物等● ①特殊建築物で	延べ面積 100㎡ を超える	延べ面積 200㎡ を超える